

「子ども権利擁護部会」の設置等に係る
堺市社会福祉審議会規程の一部改正について

◆改正趣旨 1

令和4年6月に成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）による改正後の児童福祉法では、社会的養護に係るこどもの権利擁護に関して様々な取組が規定されました。

この中で、都道府県知事又は児童相談所長が行う意見聴取等や入所措置等の措置、児童福祉施設等における処遇について、児童福祉審議会等による調査審議・意見具申その他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することが義務化され、その施行期日は令和6年4月1日とされています。

このため、堺市では、本社会福祉審議会の児童福祉専門分科会に、委員5名からなる「子ども権利擁護部会」を設置するものです。

なお、審議対象の範囲は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第11条第1項第2号リ^(※)に規定する児童の意見又は意向に関することです。

※参考

児童福祉法

（都道府県の業務）

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

2 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

リ 児童養護施設その他の施設への入所の措置、一時保護の措置その他の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対する児童の意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会その他の機関の調査審議及び意見の具申が行われるようにすることその他の児童の権利の擁護に係る環境の整備を行うこと。

◆改正趣旨 2

令和2年4月1日から、児童福祉法第12条第7項において、児童相談所の業務の質の評価を行うことが努力義務として追加されていることから、「子ども虐待検証部会」の審議事項である『児童相談所の運営に関する評価及び検証に関すること』の根拠規定として、同条項を追記するものです。

なお、本市では、既に当該審議事項についての審議を行っており、今回、上記改正趣旨1による規程改正の機会にあわせて、根拠規定の追記のみを行うものです。

◆改正案

別添「資料1-1」及び「資料1-2」のとおり（下線網掛け部分が改正対象）

◆新旧対照表

別添「資料2」のとおり（下線網掛け部分が改正対象）